平成２８年（フ）第３０号
三重県桑名市大字江場545番地　後藤アパート８号、前住所三重県桑名市江場587番地　鍋常アパート25号
債務者　溜渕　雅子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
三重県桑名市大字江場545番地　後藤アパート８号、前住所三重県桑名市江場587番地　鍋常アパート25号
債務者　溜渕　正道
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
三重県四日市市笹川６丁目29番地１　笹川団地17―405
債務者　柴田アドリアーノこと　ＰＯＮＴＩＥＲＩ　ＳＨＩＢＡＴＡ　ＡＤＲＩＡＮＯ
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
三重県四日市市大字東阿倉川64番地10　ラ・リミュエール203、前住所三重県四日市市笹川５丁目34番地　カトレア102
債務者　西薩　恵美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
京都市伏見区桃山町鍋島17番地２　ラポール桃山206号
債務者　青木　光世
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
京都市北区紫野下鳥田町16番地２
債務者　黒田　秀子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島301棟401号
債務者　小嶋　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
京都市北区上賀茂中大路町23番地
債務者　八隅　優子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
京都市右京区常盤古御所町２番地　京都双岡病院、住民票上の住所京都市西京区桂乾町４番地10
債務者　梅本さつ子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
京都市山科区御陵大谷町２番地26
債務者　太田　昭子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
京都市南区西九条島町26番地１　京都ロジュマン島町Ｂ棟107
債務者　清水　弘次
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
京都市中京区壬生森町56番地８　ランドマークハヤシ402号
債務者　内海　　清
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
京都市下京区梅小路西中町110番地　エクシード梅小路103、前住所京都市中京区壬生上大竹町14番地
債務者　向坂　　晃
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
京都市右京区西京極畑田町54番地４　ウエストハウス301号
債務者　松本　正規
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
兵庫県西宮市高畑町２番35―504号
債務者　上田つかさ
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目19番11号　キューブ南武庫之荘Ⅲ　201号
債務者　小倉　　剛
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目３番18号　千田マンション302号、前住所鹿児島県大島郡和泊町大字出花793番地１
債務者　奥間　良一
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係